

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年3月22日

四日市港管理組合

監査委員 加藤 光

監査委員 濱井 初男

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合全体	実施年月日	平成30年9月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 防災・危機管理体制について</p> <p>防災体制については防災営繕課、危機管理については総務課が主担当課となっているが、管理組合全体での対応が求められるので、組織全体としての仕組みづくりについても、より一層検討されたい。</p>	<p>1) 防災・危機管理体制について</p> <p>危機管理は、総務課を主担当とし、防災体制については、防災営繕課を主担当としていますが、有事の際には、防災については「災害対策本部」を、危機管理については「危機管理対策会議」を、いずれも常勤副管理者をトップとして設置し、組合を挙げて対処する仕組みとしています。</p> <p>今後も、管理組合内での情報共有、連携を徹底することで、管理組合全体としての対応を推進していきます。</p>		
<p>(2) 職員の長時間労働や研修等について</p> <p>長時間労働、ハラスメントや法令順守、情報流出等様々な社会問題が生じている中、管理組合においても、各種研修の実施はもとより、報告・連絡・相談を含む日頃の職場でのコミュニケーションについても留意されたい。</p> <p>また、管理職の長時間労働については、これまでは問題視されてこなかったのが、今後、特に意識されたい。</p> <p>さらに、各種研修についても、各所属単位で実施するだけでなく、より効果を発揮するため、管理組合内で研修の成果等について情報共有されたい。</p>	<p>(2) 職員の長時間労働や研修等について</p> <p>管理組合では、職員フリートークやコンプライアンス・ミーティング、課内会議等の場を活用し、情報共有や意見交換を行うとともに、定期的に所属長と職員との面談・対話を行うことにより、職員が報告・連絡・相談を行いやすく、職員から意見・提案が出やすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、風通しのよい、活気あふれる職場づくりに向け、コミュニケーションの活性化やチームワーク向上の取組を推進していきます。</p> <p>管理組合では、管理職員を含むすべての職員を対象として、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進しているところであり、管理職員自身が、率先してワーク・ライフ・マネジメントに取り組むこと等を通じて、時間外労働への意識を一層高めていきます。</p> <p>管理組合では、人材育成の取組の一環として、外部研修の積極的な受講を促すとともに、研修等で得られた知識や県・市職員が培ってきた知識・経験等を活用し、職員向けの内部研修を実施しています。今後、職員の能力や知識の向上につなげるため、さらに内部研修の充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>		

<p>(3) 公印の管理について</p> <p>組織変更により所属長印を更新し、旧公印を備品台帳上廃棄しているが、現品を金庫等で保管していた。使用しない公印を保管することは不適切な使用等の問題が生じることも懸念されるので、公印の管理状況等を調査するとともに、公印取扱規程に基づき、適正に廃棄されたい。</p>	<p>(3) 公印の管理について</p> <p>管理組合では、「四日市港管理組合公印取扱規程」に基づき、公印を保管する各課長等が公印を廃止したときは、すみやかに公印廃止届を総務課へ提出するとともに、廃止となった公印は、すみやかに保管する課長等において、焼却又は裁断の方法により廃棄するものとされています。</p> <p>今後、組織改正の有無に関わらず、公印を保管する課長等に対し本規程の運用を徹底させることにより、公印の取扱いに関する意識を高く持ち、適切に公印管理を行うよう努めていきます。</p>
--	---

**監査の結果に基づいて講じた措置**

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	平成30年9月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 一般会計と特別会計の区分について</p> <p>一般会計並びに特別会計の歳出については共通のものが多く、両会計について適切に区分けできるよう、区分けの基準をわかりやすく整理されたい。</p>		<p>(1) 一般会計と特別会計の区分について</p> <p>今後、一般会計と特別会計について、区分けの基準がわかりやすいように、資料を整理します。</p>	
<p>(2) 基金について</p> <p>管理組合には港湾整備事業積立基金をはじめ4基金があるが、各基金の設置目的については、それぞれ条例において、簡潔に記入されているのみである。各基金の目的や用途をわかりやすく整理し、計画的に運用されたい。</p>		<p>(2) 基金について</p> <p>基金の目的や用途をわかりやすくするため、資料を整理します。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	平成30年9月21日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾運営会社の取組について 「名古屋四日市国際港湾株式会社」については、平成29年9月からコンテナターミナルの運営を開始している。同社の監査役には四日市港管理組合の常勤副管理者が就任しており、牽制の効いたガバナンス効果を期待する。</p>		<p>(1) 港湾運営会社の取組について 四日市港と名古屋港のコンテナターミナルを一体的に運営する「名古屋四日市国際港湾株式会社」の監査役に就任している常勤副管理者は、取締役会に出席して事業報告や決算報告をもとに同社の業務執行状況や財産状況が適切であるかを確認しております。 同社の経営理念である「中部圏のものづくり産業を物流面でしっかりと支え、地域経済の発展、市民生活の向上及び国際的な通商の伸展に貢献」が達成できるよう、会社法等の関係法令及び同社定款等に基づき、今後も引き続き、同社の運営状況を正しく把握していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	平成30年9月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 四日市港海外訪問団について 管理組合では、四日市港利用促進協議会の「四日市港海外訪問団」に職員を派遣しているが、職員が訪問した成果については、管理組合全体で広く情報共有できるよう取組まれたい。</p>		<p>(1) 四日市港海外訪問団について 海外訪問団が実施される度に、四日市港利用促進協議会事務局として報告書を作成し、振興課職員内や幹部職員内で情報共有しているところですが、今年度より庁内ポータルに「四日市港アジア訪問団」報告書を掲載するなど、全庁的な情報共有に努めました。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	平成30年9月21日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇（沈廃船）対策について</p> <p>放置艇対策については、昨年度までのボートパーク整備の方針を改め、既存施設の活用により船艇保管施設を確保する方向で検討することであるが、放置艇は安全面での問題等もあるので、規制措置の推進や沈廃船の処理も含め、早期の対策を進められたい。</p>		<p>(1) 放置艇（沈廃船）対策について</p> <p>既存施設を活用した新たな手法によるプレジャーボート等船艇の係留・保管施設の確保に向けて、関係者との調整を進めています。</p> <p>また、沈廃船については、本年度においてこれまで2隻を処分しました。</p> <p>引き続き関係者との調整を進め、その意見を聞きながら、適切な係留・保管施設の確保と規制措置の推進による早期の放置艇の「ゼロ」の達成に向け努めてまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	平成30年9月21日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用について</p> <p>事業の明許繰越・不用については、一般会計及び特別会計ともに不用額は減少したものの、明許繰越額は特別会計において大幅に増加した。明許繰越・不用とも、個々の事情は存在するが、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点からできる限りの抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越と不用について</p> <p>毎月開催する事業進捗会議において情報を共有し、事前調整を要する点等を皆で確認、処理することで、事業の進捗管理を徹底でき、計画どおり発注できました。ただし、執行予定事案に変更が生じているため、今後も適切な予算執行が図れるよう取り組むとともに、不測の事態にもできる限り迅速に対応できるよう努めます。</p>	
<p>(2) 液状化等にかかる対策について</p> <p>管理組合が管轄する区域には、工場等民有地も数多くある。土地の液状化や護岸の高潮対策などについては、管理組合として区域全体の管理を担う必要はあると思われるので、対応を検討されたい。</p>		<p>(2) 液状化等にかかる対策について</p> <p>管理組合所管の施設においては、護岸の高潮対策や地震、津波に対する整備を行うことにより背後区域への被害を低減できることから、引続き、海岸保全施設の耐震対策（液状化対応）を整備してまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部防災営繕課	実施年月 日	平成30年9月21日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業の明許繰越・不用については、一般会計及び特別会計ともに不用額は減少したものの、明許繰越額は特別会計において大幅に増加した。明許繰越・不用とも、個々の事情は存在するが、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点からできる限りの抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業進捗会議を開催し情報共有を計ることで早期発注が進み、また事業の進捗管理を徹底することができました。その結果、概ね適切な予算の執行を図ることができました。</p> <p>しかしながらW16ランプウェイ撤去工事においては、取付栈橋の傾きが進行し、その基礎部の座屈も確認されたことから、工事における作業員の安全確保に向けた確実性を確認するべく、設計内容の再精査に期間を要したことから、年度内の完成ができず、明許繰越が発生しました。</p> <p>今後は、さらに適切な予算執行が図れるよう取り組むとともに、不測の事態にもできる限り迅速に対応できるよう努めます。</p>	
<p>(2) 防災について</p> <p>防災については、日ごろの意識や事前の訓練が重要となるので、夜間訓練も検討するなど訓練の充実を図るとともに、全体的な計画等についても随時検討されたい。</p>		<p>(2) 防災について</p> <p>高潮や津波対策における防潮扉の閉鎖訓練については、近隣の住民や企業等とともに、毎年、計画的に実施しています。</p> <p>また、地震・津波の避難対策については、港湾関連事業者等と組織した「四日市港地震・津波避難対策協議会」において、『四日市港地震・津波避難誘導計画』を策定し、避難訓練等を実施しています。</p> <p>今後は、これらの訓練等の取組を継続して行うとともに、訓練方法については、参加する住民・企業の方々のご意見を伺い、訓練の充実を図ってまいります。</p> <p>また、防災に関する計画については、訓練により得た課題を含め、毎年見直しを行っています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	平成30年9月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>議員による海外港湾事情調査については、実施目的に合致した効果をあげることが重要である。現在、調査報告書の公表や、本会議での調査報告がされており、今後も引き続き、管理組合の事業運営に資する提言など、一層の視察効果を高めることを期待する。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>平成30年度の海外港湾事情調査については、11月6日～9日の日程で、インドネシア共和国のタンジュンプリオク港とタンジュンペラック港を訪問しました。</p> <p>訪問先は四日市港と航路がある港を中心に厳選するとともに、調査目的の達成と成果の最大化を図るため、本年度は業者選定の企画提案コンペを前倒しして実施し、準備に時間を割きました。</p> <p>また、例年、調査概要及び参加者全員からの報告書を取りまとめ、3月定例会に提出し、ホームページにも掲載するほか、本会議場においても、参加議員から口頭報告を行うなど、調査の効果の共有にも努めています。</p> <p>頂いた意見を踏まえ、今後も実施目的の効果をより高めるため、事務局としてサポートしていきたいと考えます。</p>	